

鴨川木くず不法投棄事案にかかる費用請求について

1 事案概要

平成25年3月中旬から4月下旬にかけて、高島市の一級河川鴨川左岸の河川敷および隣接民有地において、東京都在住のコンサルタント会社社長A氏が、放射性セシウムに汚染された木くず約310立方メートルを敷設するとともに、木くず入りの大型土のう77袋を放置した廃棄物処理法および河川法違反の事案である。

木くずは、A氏の費用負担により、平成25年12月から平成26年2月末にかけて撤去され、県外の産業廃棄物処理施設へ搬出された。

平成26年3月に行方者と疑われる3名を被告発人として滋賀県警察に告発し、平成26年9月にA氏は逮捕され、10月に廃棄物処理法違反の罪で起訴された。そして、同年12月2日大津地方裁判所で有罪判決が言い渡され、同年12月17日に判決が確定したものである。

2 費用請求について

県は、平成26年12月19日に公表した総括において、高島土木事務所による木くずの飛散防止措置等に要した費用について求償の妥当性を検討した上で請求することとしていたが、平成27年3月19日付けで県民からA氏に本件事案に要した県費の損害賠償請求を行うよう住民監査請求が提起された。

住民監査請求の手続過程では、当初、撤去そのものはA氏の費用により行われていたものであり、撤去の立会や放射能検査等の琵琶湖環境部支出の費用については本来業務の範疇として請求の対象外と考えていたが、各監査委員からの指摘を踏まえ、本件事案の重大性、特殊性に鑑み、撤去の実施に不可欠であった費用については請求することとした。

こうした経緯を経て、同年5月11日に県監査委員により棄却の決定がされた。(同月14日公表)これを踏まえ、琵琶湖環境部では、土木交通部と連携してA氏に対して速やかに損害賠償の請求(約190万円)を行うこととした。

3 住民監査請求の要旨等

(1) 請求の要旨

鴨川木くず不法投棄事案において滋賀県が平成25年度、26年度に支出した県費の内、599万9,528円と空間線量・土壌・水道水など放射能検査のために使われた県費、計約241万円を合わせてA氏に賠償請求するよう県に対する勧告を求めたもの。

(2) 請求者

県民5名

(3) 監査の結果

県において債権を行使するための具体的な検討・調査を進めていると判断できることから、損害賠償請求等を怠っているとまで言えず、請求に理由がないものとして棄却する。

4 琵琶湖環境部における損害賠償請求

(1) 今回請求する費用の内容

本事案において、木くずは自主撤去されたが、放射性物質に汚染された木くずの不法投棄という事案の重大性、特殊性に鑑み、その確実な撤去の履行のために県として不可欠であった対応に要した費用（約 190 万円）を損害として請求することとした。

① 職員の撤去現場における立会に要した費用	288,295円
② 搬出された木くずの適正処理の確認に要した費用	952,935円
③ 木くずの撤去のために必要な検査の実施に要した費用	665,055円
計	1,906,285円

※具体的には、上記①～③にかかる、旅費、通行料、ガソリン代、レンタカー代、タクシー代、放射能検査費用、消耗品費、時間外手当

【参考】

土木交通部の請求分（3,119,859円）と併せた県全体の請求額は5,026,144円。

(2) 請求の実施

平成27年5月29日付けで、A氏に対して書面送付による請求を行った。

(3) 今後の対応

A氏が請求に応じなかった場合には、A氏の支払い能力を考え、当然、厳しく責任を追及する中で訴訟を検討する。